

ちょっと手伝ってもらえたら助かるかも…と思うことはありませんか？

# 育児ヘルパーのご案内



## ～子育て世帯訪問支援事業～

子育てセンターに連れて行ってあげたいけど、家事が残ってしまうから、やめとこうかな

つわりがひどくて、子どもに食事を作ってあげられない

日中一人で赤ちゃんの世話をするのが不安

上の子に手がかかるから、下の子がほったらかしになってしてしまう…

私が病院に行きたいけど、子どもをつれていくのが大変

洲本市では、子育てをしている皆様に楽しく子育てをしてもらうため、育児や家事のサポートや、日々の子育ての悩みを相談したり、洲本市の子育て支援等の情報提供を受けることができる育児ヘルパー（子育て世帯訪問支援事業）を実施しています。

ちょっと頼って、ゆったりとした気持ちで、子どもの成長を感じながら、子育てをしませんか？

### ☺☺☺ 受けることができる支援の例 ☺☺☺

#### 家事支援

- 原則、室内で日常的に行う家事が対象
- ☺ 食事の準備(離乳食を含む)や片付け
  - ☺ 衣類の洗濯及び補修
  - ☺ 居室等の清掃及び整理整頓
  - ☺ 生活必需品の買い物
  - ☺ 郵便物の郵送等
  - ☺ その他必要な家事支援(布団干し、シーツ交換、子どもの保育所等への送迎など)

#### 育児支援

- 原則、居宅内で行う支援が対象
- ☺ 授乳支援
  - ☺ おむつ交換
  - ☺ 沐浴介助
  - ☺ 兄弟児の遊び相手
  - ☺ 子ども連れで行く買い物、散歩、健診などの付き添い
  - ☺ その他必要な育児支援(乳児の着替え、ベビーベッドや乳児用玩具の組み立て等)

## 子育て世帯訪問支援事業 利用までの流れ

### STEP① 子育て世帯訪問支援事業利用申請書(様式第1号)を子ども子育て課に提出

#### ◆添付が必要な書類:

- ①対象者及び対象者と同一の世帯に属する者の住民票記載事項証明書
- ②対象世帯員の生活保護法による保護決定通知書の写し又は非課税証明書もしくは課税証明書
- ③母子健康手帳の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

注:①②については、市において証明すべき事項を確認することができる場合は、添付を省略することができます。

### STEP② 子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書(様式第2号)が届く

### STEP③ 子ども子育て課担当者と受けたい支援内容、事業所、日程等を決める

#### ◆受けすることができる支援内容 表面参照

#### ◆利用できる事業所

- ・豊生ケアサービス (洲本市本町7丁目4-40)
- ・ファミリーケアセンターMOM (洲本市物部一丁目17-13)
- ・洲本市社会福祉協議会 (洲本市山手二丁目2番26号)

#### ◆利用できる回数、時間

回数:1週間当たり概ね2日を限度として、1日につき2回以内

時間:1回の訪問につき2時間以内



### STEP④ 各事業所の訪問支援員が訪問し、希望した家事支援、育児支援を受ける

### STEP⑤ 銀行等で利用料金を納付する。

#### ◆利用料金

利用1時間あたり 1,650円+利用1回につき 1,000円

(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割合算額 77,101円未満世帯は、利用料金はそれぞれ0円。ただし、年間利用時間が一定時間を超えると、利用料金がかかります。)

#### 申し込み・問い合わせ先

洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課(〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号)

電話:0799-22-1333(直通)

FAX:0799-22-1690

